

第4回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成29年11月20日（月）

2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1203会議室

○司会 これより規制改革推進会議行政手続部会、第4回の記者会見を行います。

説明は、規制改革推進室参事官の石崎及び谷輪が行います。

では、よろしくお願いします。

○石崎参事官 本人確認手続に関する方向性についてということで、第4回行政手続部会についての御説明をさせていただきます。

資料の1ページをめくっていただきまして、目次を見ていただきますと、今回やったのは本人確認手続ということで、電子証明書や印鑑、押印の手続について、できるだけ簡素な方向にしていこうといった中身の中間整理であります。

背景としては、そのページの下にある本人確認に関する事業者意見にあるように、日本商工会議所のほうで言っていますけれども、電子証明書やICカードリーダーが必要で、そういうものを簡易な方式にしてほしい。今、電子証明書というものは、そのの枠にありますとおおり12カ月、1年間で大体7,900円ぐらいするということで、かなり金額が張って、それだったら郵送で送ったほうが非常に安いということなので、なかなか中小企業・小規模事業者がこういった電子証明書を使ってオンラインでやるということをやらなくて、郵送してしまう。要するに、郵送したほうが便利だという現状がある。

それから、下にあります日本経団連等からは、社会保険等で従業員本人の押印や証明を求められるということなのだけれども、これを省略してほしいといったような意見が出ています。

その次のページを見ていただくと、4ページに新経連、関事務局長とありますけれども、それに書いてあるのは、電子証明書をやって、オンラインで行政手続を進めようとする、情報入力を進めていったときに大体9割以上が、電子証明書がボトルネックになってやめてしまっている。

5ページにありますけれども、その電子証明書の取得が中小企業では非常に費用が高いということで、なかなかそういったことが進まないということが言われています。

電子証明というのはどんなやり方があるかということ、6ページ目ですが、公的個人認証。これはいわゆるマイナンバーカードですとか、法務省の商業登記電子証明書ですとか、あるいは民間の証明書がありますけれども、次の7ページを見ていただければわかりますが、専用のソフトウェアをダウンロードしなくてはならないですとか、申請ファイルを登記所に提出しなくてはならないとか、幾段階かの手続がかかる。それから、さっき言ったように、金額も一定程度かかるということで、なかなか進んでいない。

その次のページ、8ページから9ページで、8ページのほうが電子署名で、商業登記電子証明書でもって、いろんな行政手続が必要な条件とされていまして、e-Taxですとか、eLTAX、社会保険ですとか、いろんな手続に、あるいは申請ですとか届出ですとか、そういうものを使わなくてはならないということになっている。

9ページでは、実際の行政手続でどんなことになっているかということであって「2. 本人確認の整理」「(2) 押印・署名等」とあって「①法人の場合」がありますけれども、左にありますように、一番厳格な手続としては実印（会社代表者印）に印鑑証明書をつけてください。そうすると「概要」に書いてありますように、押印の印影と、印鑑登録証明書の印影を人間が目視で照合するということをやっている。

それから、実印（会社代表者印）のみというものがあります。これは証明書を求めない。

会社代表者印ではなくて、部門の責任者の印ですとか角印ですとか、こういったものを求める。申請書にもいろんな種類があります。

10ページから11ページですが、個人の場合ですけれども、これも実印に印鑑登録をつけて持ってきてくださいというのがあります。そうではなくて、認め印を押しましようというものが結構あって、認め印の中にも署名捺印といまして、要するに自筆で書いてください。それから、記名押印とって、これは要するに、いわゆる印字、打ち出しでもいいですという、両方あります。

11ページからが、これまでも押印の廃止ですとかというものをやろうとしていて、平成9年に次官申し合わせということで「1 見直しの対象」でありますけれども、認め印の押印について、できるだけ廃止しましようというのが出ております。11ページです。

めくっていただくと、オンラインについても、オンライン利用拡大行動計画というものが平成20年に出ていて、できるだけ電子証明書を要する手続についても、①にあります再点検をして、②にありますように、税とか輸出入・港湾、無線局等の行政手続については、電子証明書をくっつけなくて、ID・パスワード方式でもいいということになっております。

14ページから15ページ、これは国税ですが、これまでは税の申告のときに、個人が申告するときにマイナンバーカードとID・パスワード、両方つけなさいということだったので、1. にありますように、マイナンバーカードもしくはID・パスワード、どちらかをつければどちらかはつけなくてもいいというふうに変えていくということであります。

その次の16ページが法人ポータル/ベンチャープラットフォームということで、経産省のほうの取組ですけれども、3. の(5)のちょっと上にコネクティッド・ワンストップと「事業者」の右に書いてありますけれども、法人番号とIDが連携することによっていろんな手続を可能にさせていくということで、これは会社設立ですとか、営業の許認可ですとか、そういったことをやろうとすることで、その先行的なものとして17ページということで「ベンチャー支援策への法人インフォメーション活用」とありますが、ベンチャー企業に対する各省庁の補助金ですとか委託費ですとか、そういうものの申請をワンストップにするということで、ベンチャー支援プラットフォーム、要するに申請をプラットフォームでできるよう

にして、それに法人インフォメーション、これは法人の基本情報とかを集めたものですが、それでも、それとくっつけることによって法人の基本情報については申請書に書かなくても済むようにするといった取組が始まっているところである。

その次の18ページはデジタルプラットフォームということで、これは来年度からですが、METIのほうで、1つのIDでいろんなものの申請ができるようにしていく。共通IDによって簡易にいろんな申請システムにアクセスができる。こういった取組を平成30年度から始める予定である。

そういったことを踏まえまして、19ページにありますけれども「4 本人確認手続の簡素化に関する方向性について（中間整理案）」を今日出させていただきました。

1. としては、デジタルファーストを徹底するため、押印を不要として「紙から電子へ」を推進する。電子署名を極力省略して、簡易な認証方式を導入するということが（1）にあるように、厳格な本人確認を求めない手続については、ID・パスワード方式を導入して、電子署名を求めない。

（2）でありますけれども、そのシステムとしての法人インフォメーション。これを各省が協力して利用可能な情報を拡充し、申請データのワンスオンリー、デジタルプラットフォームについて、重点分野で件数の多い行政手続を政府全体で選定して、再来年度より運用を開始する。

2番目は、厳格な本人確認。具体的には印鑑証明書を添付するような手続ですけれども、それについても電子証明書の利便性を向上させたり、あるいはセキュリティーに見合うレベルのID・パスワード方式を導入するということが、書面からオンラインへ手続を転換するということがあります。

3. にありますように、今日は各省全体のものを決め切ったというよりは、上記の方向性に沿って各省に対応を促す。電子化の取組については内閣のIT室と協力するということが、IT室のほうでも本人確認手続の簡素化について実務的な検討を行っているということでありまして、その結論を得られた段階で両者に相談して政府全体の取組とした上で、こういったことを決めていこうということになります。今日は中間整理ということになります。

20ページが、では、具体的にどうなるかというところでもありますけれども「押印の種類」というのは確認レベル、一応、表であります。個人、法人とも、何回も言っていますように、印鑑証明書を添付したものについては、オンラインで言えば電子証明書をつける。個人で言うと、実印で印鑑証明書を求めていないとか、法人ですと代表者印、印鑑証明書がないものは新しくID・パスワード方式を導入する。認め印でやっているようなものは、もともと秘匿性が低いということですので、こういったものを求めない、電子証明書を求めない、ID・パスワード方式を求めないということをやっていたらどうかということで、本日まとめさせていただきました。

私のほうからの説明は以上であります。

○司会 ただいまの説明につきまして、御質問のある方は挙手の上、御所属とお名前をお願いします。

何もございませんでしょうか。

なければ、記者会見を終了させていただきたいと思います。

では、以上で記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。